

令和元年9月11日

マイナポータルで実現されるサービス



令和元年9月

内閣府大臣官房番号制度担当室

# マイナンバー制度について

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。いわゆる「マイナンバー法」）

## ＜趣旨＞ 行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する基盤

### I 番号利用の仕組み

- 1 日本国内の全住民に12桁のマイナンバー（個人番号）を付番。
- 2 マイナンバー法に定められた社会保障・税・災害対策分野の事務（個人番号利用事務）において利用。  
・利用事務に関して必要な限度で利用される事務（個人番号関係事務）においても取り扱われる。  
⇒ 行政事務の効率化、情報連携による行政手続の簡素化。
- 3 マイナンバーは、本人確認（番号確認と身元確認）と共に使用。取得・利用・提供・保管・安全管理などに一定のルールがある。また、マイナンバー法に定める場合以外のマイナンバーの収集・保管の禁止。
- 4 法人には13桁の法人番号が付与。個人番号と異なり、誰でも自由に利用可能。



### II マイナンバーカード（個人番号カード）

交付枚数：約1777万枚 交付率：13.9%（令和元年9月5日時点）

- ① マイナンバーの通知後、個人の申請により交付される顔写真入りカード。
- ② マイナンバーの本人確認（番号確認と身元（実存）の確認）を1枚で行うことが可能。
- ③ マイナンバーを使わずに電子的に個人を認証する機能等（ICチップ）を搭載。官民の様々な用途に利用可能。



### III マイナポータル

- ① マイナンバーに関係する行政機関間での自分の情報のやり取りや情報の確認ができる個人用のサイト。
- ② 自宅のパソコン等から各種お知らせの受信、官民の各種手続きなどのサービスも提供。

# マイナポータルで提供しているサービス

- マイナポータルは、政府が運営するWebサイトです。
- 国民一人ひとりのポータルサイトとして、2017年7月以降、様々なサービスが利用可能となっています。



## A サービス検索・電子申請機能 (ぴったりサービス)

子育てなどに関するサービスの検索や、オンライン申請(子育てワンストップサービス等)ができます。

## B 自己情報表示 (あなたの情報)

行政機関等が保有するあなたの個人情報を検索して確認することができます。

## C お知らせ

行政機関等から配信されるお知らせを受信することができます。

## D 情報提供等記録表示 (やりとり履歴)

行政機関同士があなたの個人情報を作りとり(照会・提供)した履歴を確認することができます。

## E もっとつながる (外部サイト連携)

外部サイト※を登録することで、マイナポータルと一体的に使えるようになります。 ※e-Tax、ねんきんネット、民間送達サービスなど

## その他のサービス

### 公金決済サービス

マイナポータルのお知らせからネットバンキング(ペイジー)やクレジットカードでの公金決済ができます。

## 参考：マイナンバー法におけるマイナポータルの位置付け

### ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）附則

（検討等）

#### 第6条（略）

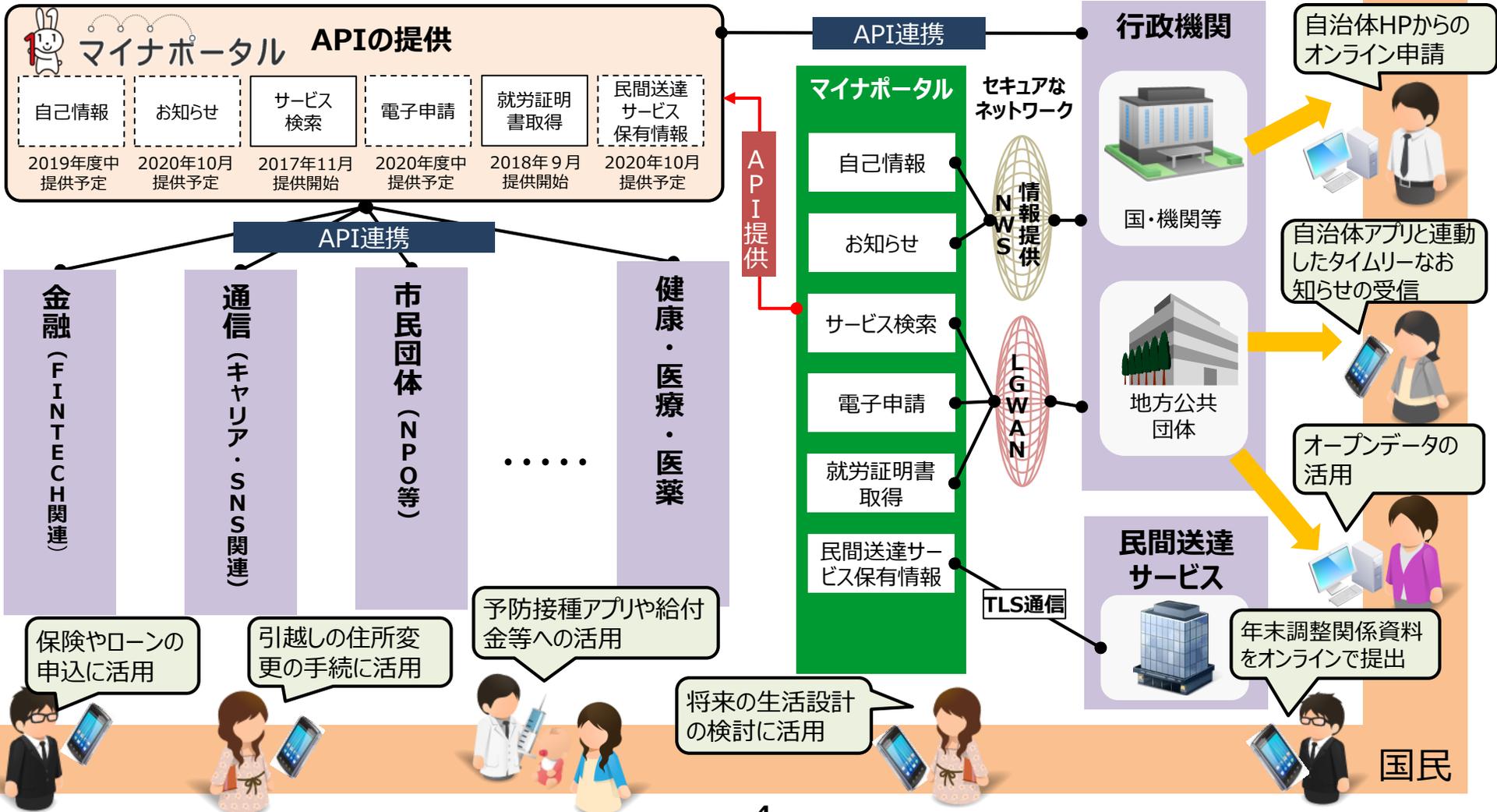
- 3 政府は、この法律の施行後一年を目途として、**情報提供等記録開示システム**（総務大臣の使用に係る電子計算機と第23条第3項に規定する記録に記録された特定個人情報について総務大臣に対して第30条第2項の規定により読み替えられた行政機関個人情報保護法第12条の規定による開示の請求を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、その者が当該開示の請求を行い、及び総務大臣がその者に対して行政機関個人情報保護法第十八条の規定による通知を行うために設置し、及び運用されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）**を設置するとともに**、年齢、身体的な条件その他の情報提供等記録開示システムの利用を制約する要因にも配慮した上で、その活用を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 政府は、情報提供等記録開示システムの設置後、適時に、**国民の利便性の向上を図る観点から、民間における活用を視野に入れて**、情報提供等記録開示システムを利用して次に掲げる手続又は行為を行うこと及び当該手続又は行為を行うために現に情報提供等記録開示システムに電気通信回線で接続した電子計算機を使用する者が当該手続又は行為を行うべき者であることを確認するための措置を当該手続又は行為に応じて簡易なものとすることについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 一 法律又は条例の規定による個人情報の開示に関する手続（前項に規定するものを除く。）
  - 二 個人番号利用事務実施者が、本人に対し、個人番号利用事務に関して本人が希望し、又は本人の利益になると認められる情報を提供すること。
  - 三 同一の事項が記載された複数の書面を一又は複数の個人番号利用事務実施者に提出すべき場合において、一の書面への記載事項が他の書面に複写され、かつ、これらの書面があらかじめ選択された一又は複数の個人番号利用事務実施者に対し一の手続により提出されること。

# マイナポータルAPIで新たに実現されるサービス

マイナポータルで提供する機能を、行政機関だけではなく企業や市民団体等の民間組織に対してもAPIとして提供することで、自己情報や検索機能を活用した新たな行政サービス・民間サービスの開発につながることを期待されます。

※ APIとは、アプリケーション・プログラミング・インターフェースの略。マイナポータルのAPIの提供は、外部のWEBサービスのシステムからマイナポータルにアクセスしてその機能を活用できるように必要な仕様等を作成し、一定の要件の下で公開するものです。

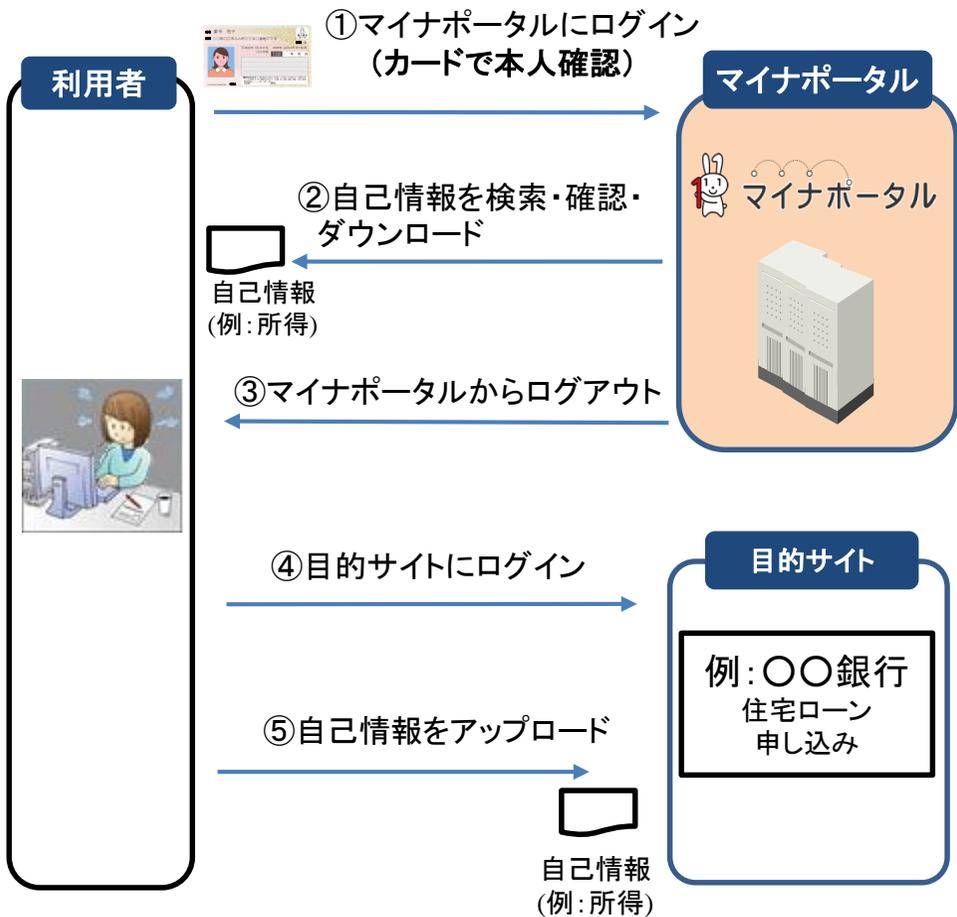
マイナポータル APIの提供					
自己情報	お知らせ	サービス検索	電子申請	就労証明書取得	民間送達サービス保有情報
2019年度中提供予定	2020年10月提供予定	2017年11月提供開始	2020年度中提供予定	2018年9月提供開始	2020年10月提供予定



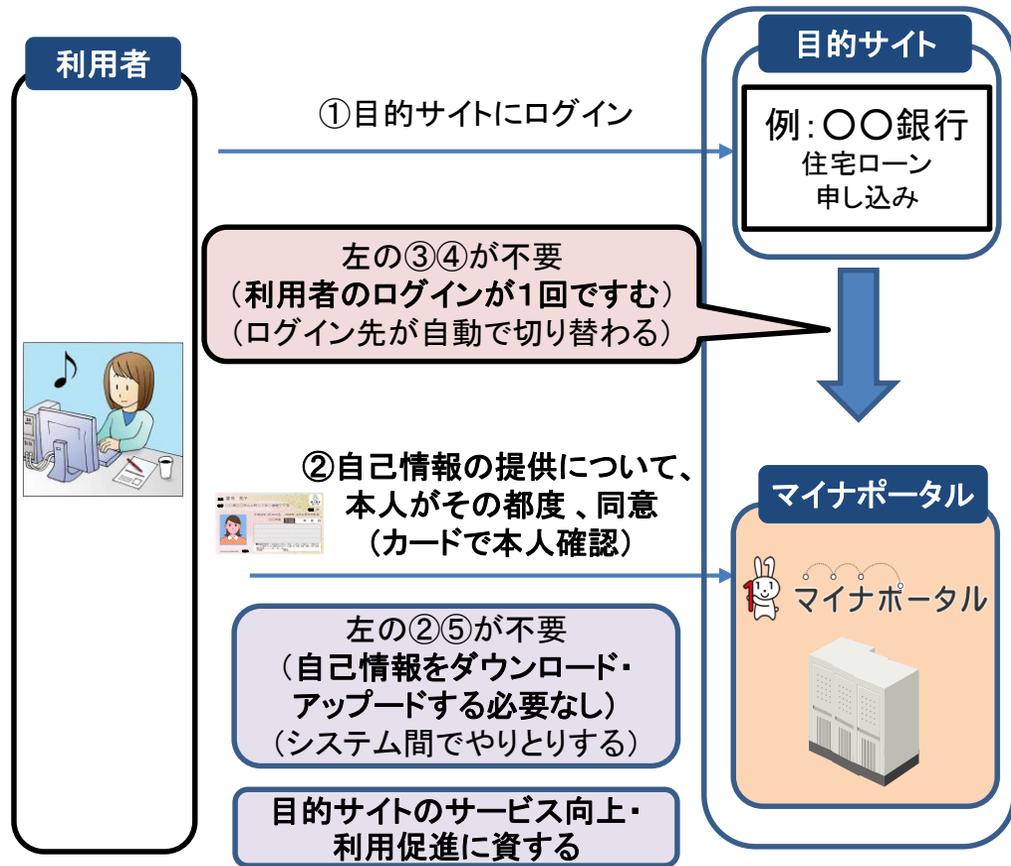
# マイナポータル「自己情報取得API」の仕組み

- マイナポータルには「行政機関等が保有する自己情報を確認できるサービス」があります。国民が負担なく、自己情報の確認のみならず提供まで行えるよう、機能を拡充し、「自己情報取得API」として提供する予定です。
- 民間事業者や地方公共団体など様々なWebサービス提供者が、「自己情報取得API」を活用してマイナポータルと連携することで、Webサービス利用者の自己情報を、利用者に負担かけることなく取得できるようになります。

## これまで



## APIを使うと

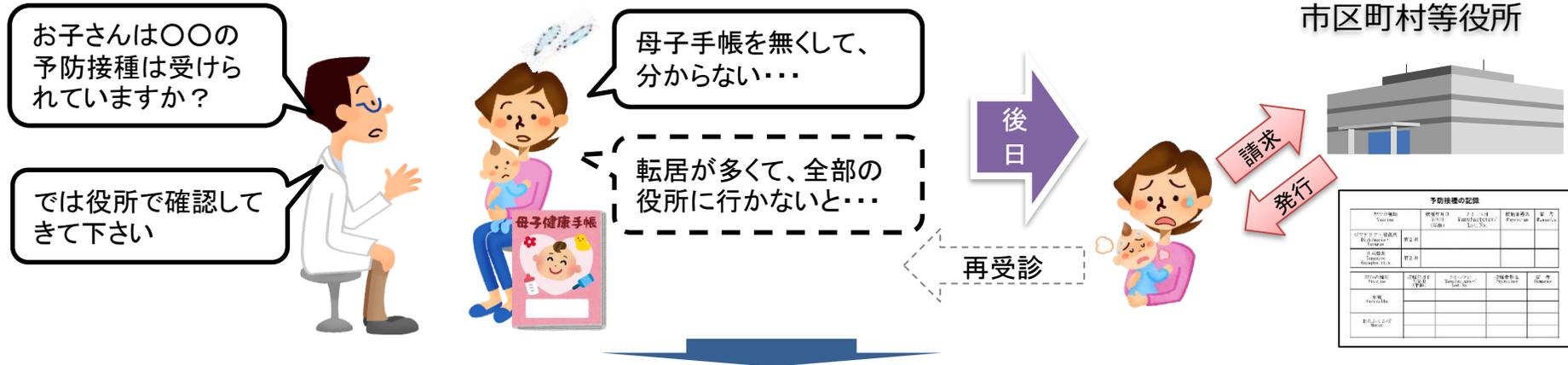


# APIの利用例①：子どもの予防接種記録を母子健康アプリに連携

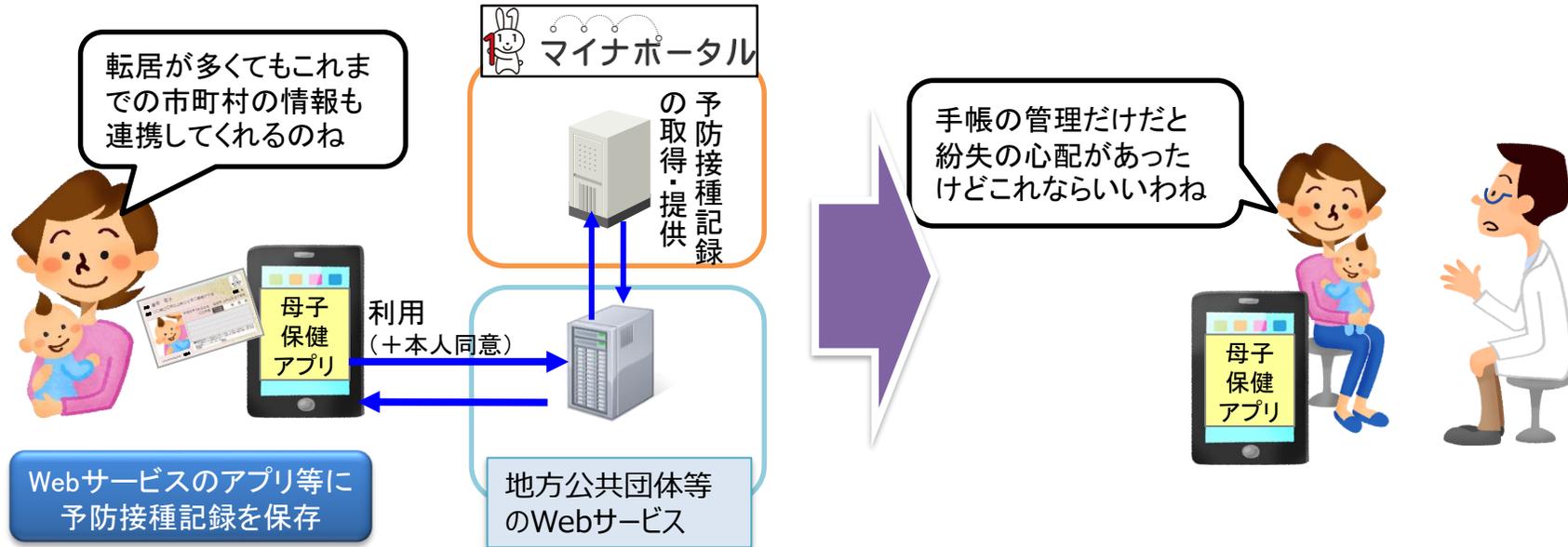
予防接種の記録について、マイナポータルを経由してオンラインで取得し、地方自治体や民間事業者が提供している母子保健アプリ等のサービスに登録することで、スマホアプリ等での記録管理がスムーズにできるようになります。

今後、乳幼児健診情報についてもAPI連携が可能となるよう準備中です。

現在



APIを利用



- ※1 取得できる予防接種記録は、予防接種法及び予防接種法施行令で定められ、かつ地方公共団体に記録されているものに限りません。
- ※2 予防接種記録は予防接種法施行令で記録の保存期間を5年と定められており、5年を経過した情報は取得できません。

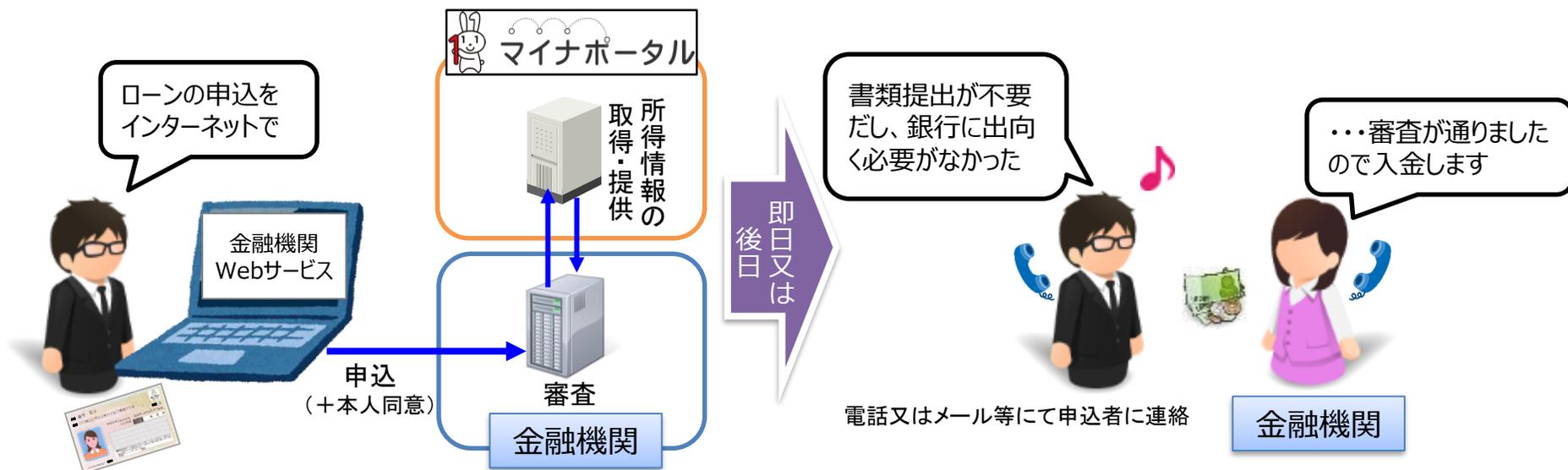
## APIの利用例②：ローン契約が簡単かつスピーディーに

利用者がローン等の審査の際に必要な所得情報をオンラインで即時に取得し、登録することで、ローンの審査をスムーズに進めることができます。

現在



APIを利用



# マイナポータルの自己情報取得APIで取得できようになる特定個人情報の一覧

No.	分野名	分野 詳細名	自己情報 番号	情報の内容
1	世帯情報	世帯情報	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項
2	税	地方税	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
3	社会保障 (健康・医療)	医療保険	3-1	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報
			3-2	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報
			3-3	船員保険法による保険給付の支給に関する情報
		3-4	予防接種法による予防接種の実施に関する情報	
		3-5	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	
		3-6	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	
		3-7	健康保険法第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	
		3-8	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	
		3-9	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	
		3-10	児童福祉法第二十一条の五の三十三に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	
		3-11	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	
		3-12	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	
		3-13	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	
		3-14	介護保険法第二十号に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	
		3-15	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	
		3-16	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	
		3-17	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	
		3-18	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	
		3-19	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	
		3-20	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	

No.	分野名	分野 詳細名	自己情報 番号	情報の内容
4	社会保障 (子ども・子育て)	子ども・子育て支援	4-1	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報
			4-2	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報
		母子家庭等関係	4-3	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報
			4-4	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報
			4-5	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報
		母子保健	4-6	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
			4-7	母子保健法による妊娠の届出に関する情報
		教育・就学支援	4-8	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報
			4-9	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する情報
		子ども・子育てその他	4-10	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報
4-11	児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾病医療費の支給若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報			
5-1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報			
5	社会保障 (福祉・介護)	障害保健福祉	5-2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報
			5-3	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報
			5-4	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報
		5-5	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	
		5-6	児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報	
		5-7	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	
		5-8	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	
		生活保護・福祉一般	5-9	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報
			5-10	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報
		中国残留邦人等支援	5-11	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報
			5-12	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報
			5-13	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報

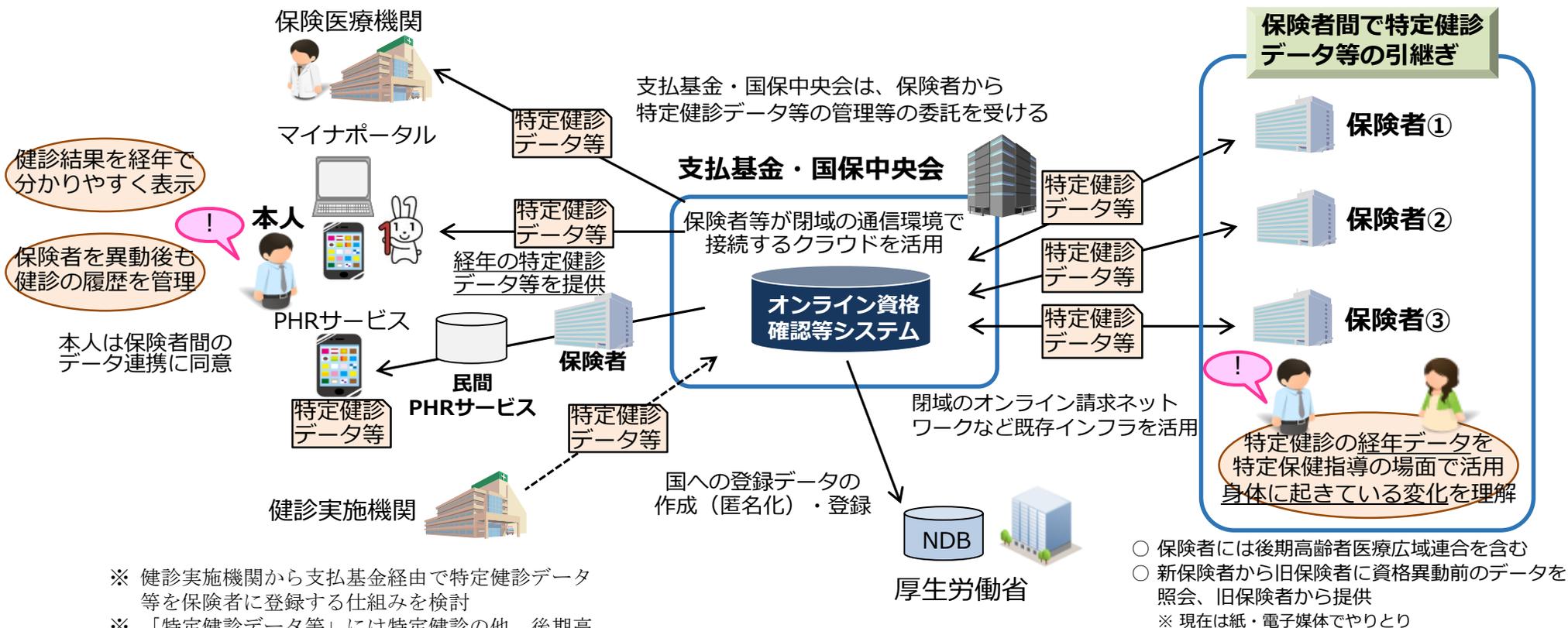
No.	分野名	分野 詳細名	自己情報 番号	情報の内容
6	社会保険 (雇用・労働)	雇用	6-1	雇用保険法による給付の支給に関する情報
			6-2	雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する情報
			6-3	雇用保険法による基本手当若しくは高齢年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報
		労災補償	6-4	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報
			6-5	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報
			6-6	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報
7	社会保険 (年金)	年金・日本年金機構関係	7-1	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報
			7-2	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報
			7-3	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報
			7-4	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報
			7-5	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第七号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報
			7-6	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報
			7-7	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報
			7-8	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報
			7-9	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報

## ○特定健診データ等の保険者間の連携、マイナポータル等の活用（イメージ）

- ・ 特定健診データ等の管理等を支払基金・国保中央会に委託する仕組みとすることで、保険者間での円滑なデータ連携ができる。マイナポータルや民間PHRサービスを活用して、本人が経年の特定健診等の記録を確認できるシステムも整備できる。

(※) PHR (Personal Health Record) サービス：個人の健康データを履歴管理し、健康管理サービスを提供。

### マイナポータル等やPHRサービスで特定健診等の経年データを閲覧



- ※ 健診実施機関から支払基金経由で特定健診データ等を保険者に登録する仕組みを検討
- ※ 「特定健診データ等」には特定健診の他、後期高齢者医療広域連合が行う健診や、事業者健診、人間ドック等特定健診として活用可能な項目（★）を含む健診が該当

★特定健診データ：身長・体重・血圧、血糖・血中脂質・肝機能・尿検査等の検査値、問診の結果、血圧・血糖・血中脂質の治療薬の服薬、喫煙・飲酒、食事・運動等の生活習慣

**参考：マイナンバーカード関係**

# マイナンバーカードは、これからの時代の本人確認ツール

交付無料

## 対面での本人確認

### 顔写真付きの身分証明書として

- 市町村での厳格な本人確認 → 確かに本人であるという証
- 顔写真があるのでなりすましができない
- 公私での身分証明が可能

表



カードの  
券面記載事項

## 電子的な本人確認

### インターネット等により、 どこからでも安全・確実に本人を証明

- 電子証明書を使って、全国のコンビニで住民票の写し等を受け取れるほか、口座開設などの大切な手続きも、どこからでも安全にできる

### 今後、健康保険証としての利用や、 海外からのインターネット投票も可能に

### さらに、将来的には

#### A I その他の様々な先端技術の活用を実現

<例> 窓口のA I 端末にカードをかざし、本人情報の自動入力  
やA I との対話により、行政手続きをスムーズに

➔ **Society 5.0時代の必須ツール**

## マイナンバーの提示

### このカードを提示することで、 自分のマイナンバーを証明

- 社会保障・税などの手続きで、添付書類が不要に

裏



# マイナンバーカードは安全

なりすましはできない

- ✓ 顔写真入りのため、対面での悪用は困難。



万全のセキュリティ対策

- 紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で停止可能
- アプリ毎に暗証番号を設定し、一定回数間違えると機能ロック
- 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み



大切な個人情報が入っていない

- ✓ ICチップ部分には、税や年金などの個人情報は記録されない。



マイナンバーを見られても個人情報は盗まれない

マイナンバーを利用するには、顔写真付き身分証明書等での本人確認があるため、悪用は困難。

オンラインの利用にはマイナンバーは使われない

# マイナンバーとマイナンバーカードの違い

<p>マイナンバー</p>  <p>マイナンバーの通知カード</p>	<p>マイナンバーカード</p>  <p>マイナンバー ICチップ</p>
<p>○ 全住民1人につき、本人の意思にかかわらず、強制的に付番・利用される。引越・転職・結婚でも不変の番号で、個人を特定する機能が極めて強い。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>住基ネット違憲訴訟最高裁判決を踏まえ、以下の措置を講じて制度化</p> <p>○ 利用主体や利用範囲を法律で限定（税・社会保障・災害対策の3分野で個別に規定）。</p> <p>○ 情報を一元管理する仕組みとしない。漏洩防止、法定されていない収集・名寄せの禁止など、厳格に管理</p> <p>○ なりすまし防止のため、本人確認（「番号確認」と「身元確認」）を義務付け。</p> <p>※ 全国8地裁においてマイナンバー違憲訴訟が提起され、係争中。</p>	<p>○ マイナンバー使用時の本人確認（「番号確認」と「身元確認」）を1枚で行えるようにした、顔写真付きのカード。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>本人の申請に基づき、市区町村長が厳格な本人確認を行ったうえで交付</p> <p>○ 官民・分野を問わず、また、マイナンバーの利用事務であるか否かを問わず、対面でもオンラインでも本人確認手段として幅広く利用可能。</p> <p>○ ICチップ内に搭載された電子証明書により、マイナンバーを使わずに、オンラインで本人確認が可能。</p> <p>○ 電子証明書やICチップの空き領域は民間活用も可能。</p>

↓

マイナンバーカードの保険証利用は、こちらの仕組み  
医療機関・薬局では、マイナンバーは用いない

- 国民がマイナンバー制度のメリットをより実感できるデジタル社会を早期に実現するため、マイナンバーカードの普及、その利活用を強力に促進するとともに、マイナンバーの利活用を図る。
- 関係府省庁が連携し、「マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの実施」や「マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組み」など、マイナンバーカードの利便性を実感できる施策を順次実施する。

## 1. 自治体ポイントの実施

- 消費税率引き上げに伴う消費活性化策として令和2年度に予定されている自治体ポイントの実施にマイナンバーカードを活用。
- マイキープラットフォームの改修や制度の具体化・広報、マイナンバーカードを活用したキャッシュレス基盤の構築等、利用環境の整備等を着実に進める。

## 2. マイナンバーカードの健康保険証利用

- マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを令和3年3月から本格運用。
- 全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指し、具体的な工程表を8月を目途に公表。医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備に対する十分な支援を実施。
- 令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、保険者毎の被保険者のカード取得促進策を本年8月を目途に公表。国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進。

## 3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

- 安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、国は具体的な工程表を8月を目途に公表。市町村ごとのマイナンバーカード交付円滑化計画の策定の推進と定期的なフォローアップを行うとともに必要な支援を実施。
- マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大。

## I 基本的考え方

- 国民にマイナンバー制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図る。
- 社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る。

## II マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

### 1. 自治体ポイントの活用

- (1) 制度設計等（基本的な制度設計について、検討を加速し、結論を得次第、順次広報を実施。）
- (2) 環境整備（本年末までに、協議会への全地方公共団体の参加勧奨。マイキーID設定の簡素化、ID設定の支援、広報）

### 2. マイナンバーカードの健康保険証利用

- (1) 医療の質と利便性の向上等（確実な本人確認と保険資格確認、過誤請求防止、特定健診情報等の活用、薬剤費の節約、顔認証の活用 等）
- (2) マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた環境整備（マイナンバーカードの健康保険証利用を令和3年3月から本格運用。令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指すこととし、具体的な工程表について、本年8月を目途に公表。令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、保険者毎の被保険者のカード取得促進策についても、本年8月を目途に公表。国家公務員及び地方公務員等については、本年度内にマイナンバーカードの一斉取得を推進。）
- (3) 企業の総務事務の効率化の促進等（社員証、社員の健康管理、社会保険・税手続きのワンストップ化 等）

### 3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

- (1) 全市区町村における交付円滑化計画の策定・推進等（安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定し、具体的な工程表を8月を目途に公表。市区町村に対し必要な財政支援を実施。）
- (2) 全業所管官庁等を通じた計画的な取組と定期的なフォローアップ（全企業において必要な手続きが円滑に進むよう、フォローアップを実施。）
- (3) マイナンバーカード申請・交付機会の拡大等（企業等への出張申請サービスの積極的展開、他の行政機関等（ハローワーク、税務署、運転免許センター、病院、介護施設、学校、郵便局、出入国在留管理局等）との連携強化による市区町村の出張窓口の設置（臨時措置））
- (4) 住民票作成時のマイナンバーカード申請手続き整備（新生児、外国人等の住民票作成）
- (5) 取得申請事務の簡素化等（写真撮影、入力支援、平日夜間・休日の窓口開庁や臨時窓口の設置等）
- (6) 電子証明書等の更新への対応

### 4. マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大

- ①デジタル・ハローワーク・サービス、②デジタル・キャンパス、③納税手続きのデジタル化、④建設キャリアアップシステムとの連携、⑤各種カード、手帳等との一体化等によるデジタル化、⑥公的サービス等での利用拡大、⑦マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンの拡大等の公的個人認証の利便性向上

### 5. マイナンバーカードの安全性や利便性、身分証明書としての役割の拡大と広報等

### 6. マイナンバーの利活用の推進（情報連携の推進、金融機関等との連携、行政の効率化）

## III フォローアップ等

- 真に効率的・効果的な手法により実施。内閣官房は、各府省の施策の実施状況等を定期的にフォローアップし、デジタル・ガバメント閣僚会議に報告。

(マイナンバーカード交付枚数 (想定) )

2020年7月末	3000～4000万枚	マイナンバーカードを活用した消費活性化策に向けて
2021年3月末	6000～7000万枚	健康保険証利用の運用開始時
2022年3月末	9000～10000万枚	医療機関等のシステム改修概成見込み時
2023年3月末	ほとんどの住民がカードを保有	

(マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備)

2019年10月	「医療情報化支援基金」設置、医療機関等におけるシステムの検討を継続
2020年8月	詳細な仕様の確定、各ベンダのソフト開発を受け、医療機関等におけるシステム整備開始
2021年3月末	健康保険証利用の本格運用 医療機関等の6割程度での導入を目指す
2021年10月	マイナポータルでの薬剤情報の閲覧開始
2022年3月末	2022年診療報酬改定に伴うシステム改修時 医療機関等の9割程度での導入を目指す
2023年3月末	概ね全ての医療機関等での導入を目指す